

令和6年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和6年9月2日 午前10時03分 開会
午前11時56分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- | | | | | |
|------------|-----|------|-----|------|
| 3. 出席議員15名 | 1番 | 西川善浩 | 2番 | 横井晶行 |
| | 3番 | 柴田三乃 | 4番 | 坂本剛司 |
| | 5番 | 杉本訓規 | 6番 | 梨本洪珪 |
| | 7番 | 吉村始 | 8番 | 奥本佳史 |
| | 9番 | 松林謙司 | 10番 | 谷原一安 |
| | 11番 | 川村優子 | 12番 | 増田順弘 |
| | 13番 | 西井覚 | 14番 | 藤井本浩 |
| | 15番 | 下村正樹 | | |

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也	企 画 部 長	高 垣 倫 浩
総 務 部 長	林 本 裕 明	財 務 部 長	米 田 匡 勝
市民生活部長	西 川 勝 也	都市整備部長	安 川 博 敏
産業観光部長	植 田 和 明	保健福祉部長	中 井 智 恵
こども未来創造部長	葛 本 章 子	教 育 部 長	勝 眞 由 美
上下水道部長	井 邑 陽 一	代表監査委員	宅 康 次

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	神橋秀幸
書記	岸田聖士	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 10番 谷 原 一 安 12番 増 田 順 弘

- ## 7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- ## 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第45号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第4 報第4号 令和5年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第5号 令和5年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 認第1号 令和5年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議第46号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第47号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第48号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程第18 議第49号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 日程第19 議第50号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第20 議第51号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第21 議第52号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第22 議第53号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第54号 令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時03分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和6年第3回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和6年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に市長から提出された議案は、議事日程記載の日程第3から日程第23までの21件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例の一部改正議案等の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から随時監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会より教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書が提出されており、既に議員各位に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

次に、閉会中に開催されました各委員会の審査状況について、各委員長より報告願います。まず初めに、総務建設常任委員会の審査状況について報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました総務建設常任委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、8月1日午前9時30分より開催し、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について協議を行いました。

委員会では、まず理事者から、尺土駅前周辺整備事業について、尺土駅舎南側エレベーター設置工事に追加となった駅舎西側の丁字路の改良工事の竣工の報告と、エレベーターの供用開始が10月中の予定となる旨の報告がありました。

委員から、工事完了後、駅舎南側はどのようにさま変わりするのか、また、車道や歩道の幅は変化するのかという問いがあり、工事のフェンスは全て撤去し、土みの部分はアスファルト舗装にすることで、エレベーター周辺を歩行者が安全に歩行できるようにする。また、車道の幅は変わらないが歩道の幅は広がるので、歩行者は車道に近づくことなく安全に歩行できるようになるという答弁がありました。

この答弁を受けて別の委員からは、歩道が広くなることで、一時駐車や対向車との擦れ違い等で車両が歩道に乗り入れることはないのかという問いがあり、車道と歩道の境界に数多くのポストコーンやバリケードを設置する等の適切な方法で車の乗り入れができないよう対策するという答弁がありました。

また、別の委員から、この数年間土地収用が進んでおらず、計画が二転三転とどんどん変

更されているが、もう土地収用は諦めたのかという問いがあり、用地取得について当然諦め
てはおらず、交渉は続けており、7月下旬にも交渉へ参っているが、前向きな答えがもらえ
ていない現状である。今後も引き続き交渉は続けていくという答弁がありました。

この答弁を受け、この交渉は期限なく続けられるのか、また、土地収用法に基づく行政代
執行等はしないのかという問いがあり、現在、奈良県収用委員会より、土地収用法に基づ
く事業認定の手續に係る様々な書類の添付を求められており、任意買収と同時並行で進めてい
る。市としては、地権者に税の優遇のある任意買収の方向で優先的に進めたいと考えている
という答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、事業認定の手續を県と進めると聞いてから2年程度経
過していると思うが、現在の状況とこれからの見通しはという問いがあり、現在の状況は、
事前協議の段階で数点の補正事項があるため、その解消作業をしている状況である。これか
らの見通しとしては、この解消作業が終わり次第、本申請に移っていく。事業認定を受けら
れるのは、本申請から約5年ほど時間がかかるという答弁がありました。

この答弁を受け、今までの委員会でも事業の進捗について示されたことがないので、手續
がどこまで進んでおり、最終的にいつできるのか分からない。市民の関心もある事業なので、
しっかりと報告してもらいたいという要望がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業について、理事者より、国道24号線の信号の付け替えにつ
いての報告と7月11日の大雨による架道橋の冠水の報告及び今後の冠水対策についての報告
がありました。

委員からは、カメラの設置やポンプの定期的な清掃以外に対策する必要はないのかという
問いがあり、路面に冠水注意と記載しているが、夜間は見えづらいので、夜間でも運転手が
確認しやすい対策を取るべきだと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、職員が現場に駆けつける間にも、ランプの点灯やデジタルサイネージの
表示等といった冠水の周知をし、通行に制限をかけられるような対策を取り、万が一事故が
起きても、行政としての管理責任は十分に果たしていると言えるように研究していただきた
いという要望がありました。

また、ほかの委員から、どういった理由で交差点の信号を付け替えるのかという問いがあ
り、以前まで工事による通行止めのため、通学する子どもたちはかなり大回りをしていたが、
今回、道が開通することによって通学路を変更することとなり、安全に国道を渡れるよう
にするためであるという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け
加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の審査状況について報告願います。

5番、杉本訓規議員。

杉本葛城市の水道水に関する調査特別委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得まし
たので、閉会中に開催いたしました葛城市の水道水に関する調査特別委員会の審査状況につ
いてご報告申し上げます。

まず、第3回目となります本委員会については、8月16日に開催し、葛城市の水道水に関するについて、水質、旧奈良県営水道からの浄水供給、水道ビジョンの策定の3項目に区分して調査いたしました。

最初に、トリクロロ酢酸他、水質検査について、理事者より、以前トリクロロ酢酸を検出した新庄浄水場システムの末端における水質検査の結果については、令和5年6月13日に水質基準を超えたのを最後に、その後は水質基準内であること、また、水質改善の対策といたしまして、配水管末端にタイマー式ドレンを設置し、定期的な排水の実施、塩素消毒について原水に塩素を注入する前塩素処理から、凝集沈殿池から急速ろ過までの間に塩素を注入する中間塩素処理を導入、沈殿池等の水温上昇を抑えるための寒冷紗についての報告がありました。

この報告を受け、委員からは、新庄浄水場システムの水質検査のみ通常より多く実施しているとのことだが、どの程度実施しているのかという問いがあり、通常トリクロロ酢酸に関する水質検査は年7回実施するところ、新庄浄水場末端については、毎週火曜日に実施しているという答弁がありました。

ほかの委員からは、現在、全国的に問題になっている水道水にPFASが検出されているという報道があったが、PFASとはどのような物質であるのか、また、葛城市の水道水は大丈夫なのかという問いがあり、PFASは、有機フッ素化合物の総称で4,000種類から1万種類あると言われている。その中でも、PFOS、PFOAという化合物について健康被害があるのではないかとされている。現在は水質基準の項目に入っていないが、水質管理目標設定項目に指定されており、目標数値が50ナノグラムパーリットルと定められている。令和5年度の検査結果では、5ナノグラムパーリットル以下という結果で、令和6年度において既に検査し、基準内に収まっているので、安心していただきたいという答弁がございました。

次に、奈良県広域水道事業団からの浄水供給について、本年3月に、令和7年度から令和11年度の間の奈良県広域水道事業団からの用水供給単価が1立方メートル当たり130円から136円に値上げを予定されていること、その算出方法は総括原価方式が採用され、二段階従量料金制度から単一料金制度になることについて、理事者から報告がございました。

この報告を受け、委員から、令和6年度の県営水道の契約内容はというと問いがあり、現在は二段階従量料金制度の適用を受けているので、基準水量の113万1,000トンまでが1立方メートル当たりで130円、以降127万トンまで1立方メートル当たり90円であるという答弁がありました。

ほかの委員から、令和7年度の用水単価が136円の単一料金制度になることで、水道料金への影響はという問いがあり、令和6年度と同様に127万トンの契約をした場合、供給単価が約1,300万円増加することになる。水道料金については、現在策定中の水道ビジョンの中で検討することになるので、県営水道の単価が上がることで、今すぐ水道料金を見直すものではないという答弁がありました。

ほかの委員からも、奈良県広域水道事業団に参加していない奈良市と葛城市だけが、今後も奈良県広域水道事業団からの用水供給を受けることになるが、今後、奈良市が自己水を確保

し、用水供給量を削減した場合、葛城市に影響は出るのかという問いがあり、奈良県広域水道企業団設立準備協議会から配付された資料に記載のとおり、総括原価方式での単価が策定されているので、奈良市が用水供給量を削減した場合、葛城市への影響は大いにあると考えられるという答弁がありました。

ほかの委員からは、136円の用水供給単価は現時点では案の段階なので、この段階で交渉する必要があると考えるが、今までの交渉の経緯や現在の状況はという問いがあり、3月29日に奈良県広域水道企業団設立準備協議会に要望を伝えたが、変更する予定はないということであった。現在、令和7年度の仮給水の申込み時期なので、その際にある一定の協議の場を持ち、覚書等の発案も検討したいという答弁がありました。この答弁に対し、収益的収支が100%切らないか心配である。今の段階で頑張っていたら、一旦断られても、何かしら交渉して単価を下げてくださいよう努力していただきたいという要望がありました。

さらに、別の委員から、奈良県広域水道企業団設立準備協議会から示された総括原価方式の計算方法が令和12年度以降、用水供給単価を決定するルールになるのかという問いがあり、現時点において、今後の用水供給単価を算定するルールになるかは承知していないという答弁がありました。この答弁に対し、用水供給単価の算定については、今後単独経営をするに当たって大事な内容であるので、奈良市と協力してルールを決めていただきたいという要望がありました。

最後に、水道ビジョン策定の進捗状況と調査内容（新規水源）について、新規水源として候補となるため池と地下水についての現在の検討内容と今後の水需要予測についての報告がありました。

この報告を受け、委員から、新規水源を決定するための決め手はという問いがあり、新規水源については、安定した水量で1年を通じて取水できること、水質が良質であること、安価で原水を運べるのが決め手となるという答弁がありました。

さらには、新規水源について、どれぐらいの水量を確保したいと考えているのかという問いに対して、供給単価を下げるためにも、県営水道の受水分が賄えればいいが、県営水道について最低限受水する必要がある分のみとした場合、不足する水量を新規水源で確保したいという答弁がありました。委員の中で複数の委員から、コストを抑えた上で安定した水質、水量が確保できる新規水源を早急に確保していただきたいという要望がありました。

報告は以上といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておることを付け加えまして、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の報告といたします。

以上です。

川村議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことといたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各

位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。
また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が1件、報告案件が2件、認定案件が9件、議決案件が9件、合わせて21件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、谷原一安議員、12番、増田順弘議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 令和6年第3回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る8月22日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第45号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、報第4号及び日程第5、報第5号の2件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第6、認第1号から日程第14、認第9号までの決算認定9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第15、議第46号及び日程第16、議第47号の条例の一部改正2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会は議第46号を、厚生文教常任委員会は議第47号をそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第17、議第48号から日程第19、議第50号までの奈良広域水質検査センター組合の解散に係る3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、3議案全て厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第20、議第51号の規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受

けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第21、議第52号から日程第23、議第54号までの補正予算3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数を8名としますので、調整を図って委員の選出をお願いします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日9月2日から9月24日までの23日間とし、4日午前10時より本会議、一般質問を行います。5日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。6日午前9時半より総務建設常任委員会、9日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。10日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いします。また、議会改革特別委員会が10日午後2時より開催されることとなりましたので、ご報告いたします。12日、13日、17日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催いたします。19日と20日は予備日といたします。24日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中の行われました各委員会における調査事項について審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、各委員長より審査結果についての報告をお願いし、質疑、討論の後、採決を行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数については、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

川村議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日2日から24日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日2日から24日までの23日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第45号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第45号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第45号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の奥田エリ子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き奥田氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

奥田氏につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第4、報第4号、令和5年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第5、報第5号、令和5年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第4号及び報第5号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第4号、令和5年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率についてご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率及び2つ目の比率である連結実質赤字比率については、

本市におきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。3つ目の比率である実質公債費比率、本市の場合、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3か年平均で8.2%であり、これは早期健全化基準である25%を下回っております。4つ目の比率である将来負担比率、本市の場合、11.7%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っております。

このように、令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるものでございます。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 報第5号が残っております。申し訳ございません。令和5年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた1億8,147万9,218円に対しまして、現金・預金等の流動資産は13億6,114万8,674円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

次に、下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた1億5,766万179円に対しまして、現金・預金等の流動資産は2億135万3,066円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生しておりません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 次に、監査委員より、報第4号及び報第5号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

宅康次代表監査委員。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和5年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の結果について報告します。審査の概要及び意見については、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は適正に作成されているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率などの4つの指標、そして、公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準をクリアしている財政状況となっています。しかしながら、財務指標の一部で前年度より悪化しているものもあり、更なる歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要であると考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めていただきたいと思います。また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進していただきたいと思います。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく梨本洪珪。

以上でございます。

川村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、認第1号から日程第14、認第9号までの決算認定9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第9号までの9議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、令和5年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は187億8,460万7,118円で、予算現額に対する収入率は93.6%でございます。また、歳出決算額は184億108万1,713円で、予算現額に対する執行率は91.7%となっております。歳入歳出差引残額は3億8,352万5,405円となり、翌年へ繰り越すべき財源2,412万4,900円を差し引いた実質収支額は3億5,940万505円でございます。

次に、認第2号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は38億9,433万7,620円で、予算現額に対する収入率は96.1%でございます。また、歳出決算額は38億8,289万9,179円で、予算現額に対する執行率は95.8%となっております。歳入歳出差引残額は1,143万8,441円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は32億8,643万4,459円で、予算現額に対する収入率は89.3%でございます。また、歳出決算額は32億3,798万4,124円で、予算現額に対する執行率は88.0%となっております。歳入歳出差引残額は4,845万335円で、実質収支額も同額でございます。一方、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに3,006万3,013円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに88.9%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4億5,360万5,496円で、予算現額に対する収入率は95.2%でございます。また、歳出決算額は4億5,334万1,246円で、予算現額に対する執行率は95.2%となっております。歳入歳出差引残額は26万4,250円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は2,155万1,657円で、予算現額に対する収入率は83.9%でございます。また、歳出決算額は2,073万1,857円で、予算現額に対する執行率は80.7%となっております。また、歳入歳出差引残額は81万9,800円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,588万7,120円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに85.9%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は6億22万1,971円で、予算現額に対する収入率は97.7%でございます。また、歳出決算額は5億9,899万1,771円で、予算現額に対する執行率は97.5%となっております。歳入歳出差引残額は123万200円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号、令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては、7億8,867万5,412円でございます。予算現額に対する収入率は100.4%であります。一方、水道事業費用は7億2,282万7,986円でございます。予算現額に対する執行率は93.6%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は2,752万8,360円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は2,116万686円でございます。予算現額に対する収入率は29.6%であります。一方、支出額は4億8,620万5,693円でございます。予算現額に対する執行率は99.5%となっております。この資本的収支における4億6,504万5,007円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんをいたしております。

最後に、認第9号、令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の下水道事業収益につきましては、11億8,848万360円で、予算現額に対する収入率は98.7%でございます。一方、下水道事業費用は11億8,424万6,515円で、予算現額に対する執行率は98.7%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は40万859円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は4億540万円で、予算現額に対する収入率は97.6%でございます。一方、支出額は7億9,946万8,295円で、予算現額に対する執行率は98.7%となっております。この資本的収支における3億9,406万8,295円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 次に、監査委員より、認第1号から認第9号まで、以上9議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

宅康次代表監査委員、お願いします。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和5年度葛城市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査結果について報告します。

本審査につきましては、監査基準に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性が適正に行われているか判断しました。なお、この審査報告は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、

実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施しました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

なお、以下に述べる点については、検討を要するものや課題として、今後、必要かつ適正な措置を講じていただくよう要望します。

リサイクルプラザの運用について。

リサイクルプラザでは、毎年廃棄された自転車等を修繕し、市民に販売されています。令和5年度では17台の修理された自転車の販売をされており、市民に好評であったようです。しかしながら、リサイクルプラザの運営事業費や管理事業費から見た場合、年間20台程度の修理自転車の販売であるとすれば、経費が大き過ぎると言わざるを得ません。また、修理できる自転車も、防犯登録のない廃棄自転車に限られることなので、今後大幅な台数増加が認められるものでもありません。このことから、リサイクルプラザの運用については、更なる検討の余地があるものと考えられます。

農業の担い手不足対策について。

農業費の事業として、農地パトロールや農地利用状況調査等をされており、農地の今後の活用について調査が行われているとのことですが、実際に、市内の耕作放棄地と思われる農地が多く見られるようになりました。耕作放棄地は、景観が損なわれるだけでなく、枯れた状態になると燃えやすくなり、類焼のおそれもあることから、防災の面からも非常に危険であると考えられます。5年、10年先の農業従事者の数は現在よりも更に減少することが予想され、これに伴い、耕作放棄地も更に拡大することが考えられる中、農業の担い手不足対策は、農業行政にとって急務と考えられます。安定した収益を生む作物等の検討など、農業従事者に対して支援できる積極的な施策を期待します。

観光大使の選定方法について。

市では、現在4人の観光大使がいることが審査において分かりました。現在の観光大使のいずれの方も、就任日は明らかになっていますが、任期は定められておらず、実質上、大使本人が退任を希望されるまで継続されることとなります。観光大使の選定方法や任期等を明確に規定することで、市民にとって透明性のある運用になるものと考えられます。

財政の健全化について。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額の実質収支は黒字ですが、3か年平均の財政力指数は0.49、経常収支比率は92.3%で、財政が硬直していると考えられます。財政健全化及び経営健全化に係る4つの健全化判断比率や公営企業の資金不足比率のいずれの数値の値も早期健全化基準並びに経営健全化基準をクリアしています。しかしながら、今後、積極的な設備投資や保全が想定される中で、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。長期的な視野に立ち、財政基盤強化に向けての継続的な取組

を希望します。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく梨本洪瑠。

以上です。

川村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本９議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第１号から認第９号までの９議案については、８人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第１号から認第９号までの９議案につきましては、８人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前１０時５９分

再 開 午前１１時３０分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第１項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、増田順弘議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上です。

次に、日程第１５、議第４６号及び日程第１６、議第４７号の条例の一部改正２議案を一括議題といたします。

本２議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第４６号及び議第４７号の２議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第４６号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、市民税及び固定資産税に係る所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税では、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の整備、また、固定資産税では、わがまち特例制度における特例処置の改廃に伴う規定の整備を行うものでございます。施行期日は公布の日でござ

います。

次に、議第47号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年12月2日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第46号議案については総務建設常任委員会に、議第47号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第17、議第48号から日程第19、議第50号までの奈良広域水質検査センター組合の解散に係る3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第48号から議第50号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第48号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてでございます。

本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合が令和7年3月31日での解散を予定していることから、解散に伴う事務の承継を行うために必要な規約の変更を行うものでございます。施行期日は、奈良県知事の許可のあった日でございます。

次に、議第49号、奈良広域水質検査センター組合の解散についてでございます。

本案につきましては、関係地方団体との協議により、奈良広域水質検査センター組合を解散することについて議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議第50号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

本案につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分を関係地方公共団体との協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第48号から議第50号までの3議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第20、議第51号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第51号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、所要の変更を行うものでございます。施行期日は本年12月2日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議第52号から日程第23、議第54号までの令和6年度補正予算3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第52号から議第54号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第52号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,844万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,602万円とするものでございます。なお、補正内容につきましては、本年10月からの郵便料金改定に伴う通信運搬費や、国や県への精算に伴う過年度収入や返還金の追加等をするものでございます。また、第2条では債務負担行為、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

次に、議第53号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万9,000円を減額いた

しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,656万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、通信運搬費の追加及び国民健康保険システム改修費の減額でございます。

最後に、議第54号、令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,544万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,514万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては、通信運搬費の追加、前年度決算による基金積立金及び国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号から議第54号までの3議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号から議第54号までの3議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡をいたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時55分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、4日、5日、24日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、6日は午前9時30分から総務建設常任委員会、9日は午前9時30分から厚生文教常任委員会、10日は午前9時30分から予算特別委員会が、午後2時から議会改革特別委員会が開催されます。12日、13日、17日は午前9時30分から決算特別委員会がそれぞれ開催されま

す。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。
皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時56分